

税理士顧問料のお支払いは
口座振替による
報酬自動支払制度が便利です！



銀行振込時の手数料のコスト削減！

銀行振込による振込手数料や、
小切手代などの費用負担が
なくなります。

支払の手間が軽減！

金融機関での振込手続きや、
現金の用意、小切手発行などの
手間が省けます。

経理事務の効率化を実現！

通帳に引き落とし記録が残るので、
経理事務が明瞭になります。

幅広い金融機関に対応！

都市銀行、ネット銀行、地銀、第二地銀、
ゆうちょ銀行、信用金庫、農協など全国の
金融機関を利用できます。

顧問税理士のすすめで
利用を始めたこの制度は、
経費節減に役立っています



銀行の振込手数料や小切手代など、毎月かかる経費は
けっこう馬鹿にならないものです。
経営の効率化の一環として顧問税理士に紹介され
利用を始めたのですが、すすめてくれた先生には本当に
感謝しています。

(製造業A社 社長 利用実績5年)

支払いの手間も省け、
その分ほかの業務の効率も
アップしました



小さな会社なので経理事務だけでなく、
事務系業務全般を私一人でこなさなければなりません。
そんな状況で働く私にとっては、毎月振込で銀行に行く
手間が省けるだけでも本当に助かっています。

(流通業B社 B様 利用実績3年)

【請求金額のお知らせ方法】

振替日前に請求内容をお知らせできます。(振替日の5営業日前発送)

請求書(メール)

Form showing a request for payment via email, including fields for company name, address, and payment details.

ネット型「e-NET」のみ

振替のお知らせ(ハガキ)

Form showing a request for payment via postcard, including fields for company name, address, and payment details.

郵送型「POST」

Form showing a request for payment via email, including fields for company name, address, and payment details.

ネット型「e-NET」

(税理士事務所)

様

税理士協同組合の報酬自動支払制度

顧問報酬等のお支払方法説明書

報酬等のお支払いは、下記の通りとなります。(いずれかに✓印)

1. 預金口座からの振替日は 毎月□5日・□28日 (休日の場合は翌営業日) です。
2. 報酬は □毎月・□随時(請求月 月) 請求致します。
(随時請求とは不定期に報酬を請求する登録形態です)
3. 月決報酬は □前月分・□当月分・□翌月分 が預金口座から振替られます。(報酬を毎月請求する場合のみ)
4. お支払いの開始は 年 月 日振替 からとなります。
5. 万一、振替ができなかった場合は、下記によるものとします。(郵送型「POST」の随時請求の場合は「再振替」はできません)

☐ 翌月に再振替☐ すみやかに、振込などの方法でお支払い

6. 請求金額のお知らせ方法は、以下の通りとなります。

☐ 「振替のお知らせ(圧着ハガキ)」をご郵送《郵送型「POST」、ネット型「e-NET」共通》☐ 請求書(PDF形式)をメール送信《ネット型「e-NET」のみ》☐ 送付しない

(送付区分)*随時請求の場合は、「A 毎回送付」または上記の「送付しない」となります。

☐ A 毎回送付☐ B 臨時・立替金請求時のみ送付☐ C 振替不能分を再請求(合算請求)時のみ送付(「再請求」登録の関与先様が対象)☐ D 臨時・立替金・再請求時のみ送付(B、Cいずれの場合も送付)